

6月 NEWS

【1】税制情報

先月までの既報にて各税制改正情報をお伝えしてきましたが、実務上身近な改正情報をいくつか追加でお知らせします。

1. 所得税関係

(1) 年末調整手続きの電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電磁的提出）を可能とします。

具体的な電磁的提出方法については、今後詳細情報が発表されると思いますが、現在分かっている情報としては下記のとおりです。

① 生命保険・地震保険料控除

各保険会社から給与所得者に対して、控除証明書データが送付されます。

給与所得者はその控除証明書データを源泉徴収義務者に提出します。

② 住宅ローン控除

金融機関から給与所得者に対して、住宅ローンの年末残高証明書データが送付され、税務署から給与所得者に対して、住宅ローン控除証明書データが送付されます。給与所得者は、それら2つの証明書データを源泉徴収義務者に提出します。

(2) 青色申告特別控除の引き下げ

正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額について、従来65万円であったところを55万円に引き下げられます。

なお、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は65万円となります。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

つまり、申告期限内に e-Tax を使用して申告をすれば従来通り 65 万円の控除額を適用することができます。

一方で、紙で申告書等を提出される方については控除額が 55 万円となりますので、留意が必要です。

【2】6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
6月11日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7月2日	4月決算法人の確定申告
7月2日	1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
7月2日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
7月2日	10月決算法人の中間申告
7月2日	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
7月2日	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

【 スタッフの一言 】

私どもの事務所では3月決算法人の決算を終え、繁忙期も区切りを迎えることができました。先日九州北部が梅雨入りし、これから過ごしにくい日々が続くかと思えます。昨年は九州北部豪雨等での被害が発生しておりますので、日々の気象情報についても注視しながら日々の業務に励んでいきたいと思えます。

担当:内田